

阿見町人材育成海外留学奨学補助金募集要項

阿見町教育委員会 生涯学習課

阿見町では、「阿見町人材育成海外留学奨学補助金」の希望者を募集いたします。この補助金は、修学の意欲及び明確な目的意識があり、海外へ留学する方に対し、費用の一部を留学支援金として補助することにより、国際的な視野を持たせる機会を確保し、他国との相互理解と友好親善に寄与するとともに、国際的に活躍できる人材の育成を図ることを目的としています。

1 申請対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 申請時において1年前から継続して町の住民基本台帳に記載されている方
- (2) 申請時において年齢が30歳未満の方
- (3) 町税を滞納していない方（同一世帯の者を含む）
- (4) 高等学校、大学、高等専門学校に在籍する方又はそれらの大学等を卒業した方、若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した方
- (5) 留学先学校が発行する入学許可書又は受け入れを認められたことを証明する書類を有する方
- (6) 留学先学校に1学年以上留学する見込みの方
- (7) 当該補助金を過去に受けていない方（1人に対して1度限りの補助となります）
- (8) 阿見町暴力団排除条例に規定する暴力団員及びその関係者でない方

2 補助金の額

10万円

3 申請手続

申請を希望される方は、教育委員会生涯学習課へ申請書類を提出してください。

- (1) 申請希望者は、教育委員会生涯学習課（中央公民館内）から申請用紙等の交付を受けてください。（祝日、月曜日を除く午前9時から午後5時まで）

※申請用紙等は、町生涯学習課ホームページからもダウンロードできます。

- (2) 阿見町人材育成海外留学奨学補助金交付申請書及び次項の必要書類を添えて提出してください。

4 提出書類

留学開始日までに申請をすること。

- (1) 阿見町人材育成海外留学奨学補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 同一世帯全員の住民票（個人番号<マイナンバー>は不要）※最新のもの
 - (3) 同一世帯全員の納税証明書 ※最新のもの
 - (4) 大学等に在籍する方は，校長又は担当教授等が発行する推薦書又は在学証明書
 - (5) 大学等を卒業した方は，当該学校が発行する卒業証明書
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した方は，合格証書の写し
 - (7) 留学先学校の入学許可書又は受け入れを認められたことを証明する書類の写し
- ※（2）及び（3）の書類については，公簿等により確認できる場合，省略させることができます。

5 提出期間

4月1日から3月20日必着まで（休日の場合は翌日）

※ただし，留学開始日までに申請が必要です。

6 補助金交付者の決定と補助金交付の時期

審査を経て採否を決定し，申請者ご本人に通知いたします。補助金の交付決定を受けた方は，同封の補助金交付請求書と口座振替払申請書を提出してください。請求書を提出いただいた後，約1ヶ月で申請者ご本人の口座に補助金をお振り込みいたします。

7 お問い合わせ先

〒300-0333 阿見町若栗1886-1

阿見町教育委員会 生涯学習課（中央公民館内）

TEL 029-888-2526

月曜日・祝祭日は休館となります。